

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6) 授業料等の徴収に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">福利課～生涯学習推進課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">文化行政課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>文化財に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(5)～(7) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) <u>博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館及び博物館に相当する施設に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(9) 削除</p> <p style="padding-left: 2em;">(10)～(14) (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立図書館協議会</td> <td>県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県いじめ防止対策等に関する委員会</td> <td>いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)		新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。	新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課～生涯学習推進課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">文化行政課</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>県指定文化財の保存及び活用に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>文化財保護の趣旨の普及に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>文化財保護の連絡調整及び国の委任事務に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(5)～(7) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) <u>博物館に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(9) <u>歴史資料等の保存及び管理に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(10)～(14) (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立図書館協議会</td> <td>県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(略)		新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。
名称	担任する事務														
(略)															
新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。														
新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にする														
名称	担任する事務														
(略)															
新潟県立図書館協議会	県立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。														

ために調査し、これらの事項に関し教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。